

## 提 言

## 小児医療と法的, 財政的支援の確立

佐々木 望 (埼玉医科大学名誉教授・客員教授)

大学病院, 子ども病院での医師として子どもの診療, さらには医科大学小児科の教授として教育者としての立場でも若い小児科医師たちへ小児医療への携わり方について指導してきた。しかし, 小児保健についてどれほどの実践と指導ができたかと考えると収穫は極めて少ない。

学校内での友人, 教師との関係から, あるいは日常生活での友人関係から, さらには家族内で発生する問題等から生じる小児期・思春期の子どもたちの出来事が新聞紙上に載らない日はない。これらのことと日常関わってきている小児医療とは決して無縁の問題ではないが, しかし, 個人の力だけではいかんともし難い。虐待については, 疑わしい段階で当局に通達することが法的に可能となり, 日常の医療に際して対策および予防が可能となってきたことは重要な点である。出生からその健康維持に携わり, 子どもと家族たちとの関わりを知り, その子どもの成長に伴う肉体的精神的発達を見続けている実地小児科医がそれぞれの子どもに手を差し伸べ力を発揮できると思われることも多い。しかし, それには臨床心理士, そして, 児童精神科医等との協力が欠かせない。臨床心理士が病院内のみではなく, 家庭のそばにあって協力していくことができるような法の整備が必要である。父親にも育児休暇を積極的にとる体制ができつつあるが, それを有効にするには父親たちへの育児指導の強化である。この点についても実地小児科医が手を差し伸べることもできる。保健医療制度の支援も必要である。皆で法的な支援が必要な事項を整え, 小児の諸問題を解決していく力としていくことが重要であると考え。

